

平成29年度事業計画書



社会福祉法人八戸市社会福祉協議会

■ 基本理念

誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
～育てよう「思いやりの心」・つなげよう「人との絆」～

■ 基本方針

少子高齢・人口減少社会を迎え、核家族化の進行、扶養意識の変化、地域とのつながりの希薄化がより進行してきています。そのような中、地域では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する一方で、地域福祉の担い手となる世代が減少してきています。また、悩みを打ち明けられず社会的に孤立する人や世帯が増え、孤立死や老々介護による事故、虐待などが大きな社会問題となっています。

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自助はもちろんのこと、共助、公助の3つが相互に補い合い、地域における多様な支え合いの仕組みづくりが求められています。本年度は、第3期地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）の2年目にあたり、社会情勢や地域福祉懇談会などで把握した福祉課題や生活課題に対応するため、地区社協や福祉団体などの基盤整備、ボランティア事業や広報活動の充実に重点的に取り組むとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業や、生活困窮者への支援、将来を担う子どもたちへの福祉教育などにも引き続き取り組んでまいります。

また、社会福祉法の一部を改正する法律の施行により社会福祉法が平成28年4月1日に改正され、社会福祉法人制度の改革が行われたことに伴い、経営組織の強化、事業運営の透明性の向上に努めてまいります。

■ 基本目標

- I みんなで支え合う地域づくり
- II 福祉の心を育む人づくり
- III 安心して暮らせる地域づくり
- IV 組織体制の強化と基盤づくり

■ 実 施 計 画

○ 法人の管理運営

法人の健全な経営や、地域福祉の担い手としての効果的な事業を適正に実施するため、経営基盤の強化を図るとともに、事業運営の透明性を確保します。

(1) 組織運営事業

① 理事会等の開催

住民とともに、地域福祉事業を効果的に実施していくために、理事会、評議員会、正副会長会議を開催

② 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施

③ 情報公開

法人の運営状況や財務状況をホームページで公表

(2) 地域福祉活動計画の推進と進捗管理

社会福祉協議会の行動計画である「第3期地域福祉活動計画」(平成28年度から平成32年度まで)に基づき事業を実施し、「地域福祉活動計画推進委員会」による進捗管理を行います。

I みんなで支え合う地域づくり

地域の福祉課題の解決に向けて、地域住民が活動の主体となり、地域の実情に合わせた柔軟な取り組みができるよう、主体となる地区社会福祉協議会への支援を行います。

(1) 地区社会福祉協議会活動への支援

①地区社会福祉協議会の育成支援

- ・地域住民による支え合い活動を支援する。
- ・未設置地区の設立を支援する。

②職員の地区担当制による情報提供や活動支援

- ・地区ごとに担当職員を配置し、地域福祉懇談会などに参加し、情報収集及び活動支援を行う。

(2) 福祉ニーズの把握

①地域福祉懇談会開催などによる住民のニーズ発掘

- ・地域福祉懇談会を順次開催して地域課題の共有を図り、事業に反映させる。

②若年層を対象とした福祉懇談会を開催

- ・若年層を対象に「福祉コン（福祉懇談会）」を開催し、次世代のニーズを把握する。

(3) 活動の担い手への支援と養成

①活動の担い手への支援

- ・地区社協リーダー研修会及び交流会の開催
- ・高齢者サロン、子育てサロン、ほのぼの交流事業担当者への研修会の開催
- ・レクリエーション用具などの貸出

②活動の担い手の養成

- ・若い世代が地区社協活動へ参加するきっかけづくりのボランティア養成講座等を開催

II 福祉の心を育む人づくり

福祉教育の推進を図り、より多くの人たちにボランティア活動や市民活動のきっかけづくりを提供できるような取り組みを進めます。

(1) 福祉教育の推進

①ボランティア推進校事業の実施

- ・市内の小、中、高等学校を対象に推進校を募集して助成金を交付し、ボランティア活動の普及を図る。

②出前講座の実施

- ・学校、地域等へ出向き、車椅子体験、高齢者疑似体験、視力障がい者体験、点字体験などの出前講座を行う。

③福祉体験学習サポーターの養成

- ・福祉体験を支援するサポーターの養成講座を開催する。

④福祉体験プログラムの研究

- ・福祉教育セミナー等に参加し、福祉体験学習の効果的なプログラムを検討する。

(2) ボランティア活動への参加促進

①ボランティア活動情報の発信

- ・ホームページや社協広報紙へ情報を掲載する。
- ・福祉施設でのボランティア活動の開拓を行い、ボランティア活動メニューを作成する。

②ボランティアコーディネート機能の強化

- ・ボランティア相談窓口を設置し、ボランティアの登録・紹介を行う。
- ・活動中の事故に備えてボランティア活動保険の加入促進を行う。
- ・福祉施設ボランティアコーディネーター養成講座を開催
- ・善意銀行の運営
- ・車椅子の貸出

③多様なボランティア講座の開催

- ・ボランティア入門講座の開催
- ・精神保健福祉ボランティア講座の開催
- ・点字体験講座の開催

④ボランティア団体等のネットワークづくり

- ・ボランティア・市民活動フェスティバルの開催

平成29年10月1日（日） 9時30分 市庁前広場

⑤企業の社会貢献活動への支援

- ・企業からのボランティア相談に応じ、活動先などを紹介する。

⑥シニアはつらつポイント事業の実施＜市委託事業＞

- ・シニアが介護施設でのボランティア活動を通じて、自らの介護予防を促進することを目的として研修会を開催し、登録、活動紹介を行う。

(3) 市民活動への参加促進

①市民活動サポートセンター【市指定管理事業】

- ・市民活動団体に関する情報提供や活動スペースを提供

新 ②八戸圏域連携中枢都市圏連携事業【市委託事業】

- ・連携中枢都市圏域内における市民活動の活性化を図るためにセミナーや出前イベントなどを開催

III 安心して暮らせる地域づくり

福祉ニーズを持つ方の自立した生活を支援できるよう相談支援体制づくりに努めます。また、災害時のボランティアの体制づくりやネットワークづくりを進めます。

(1) 住民同士の支え合いの促進

①ほのぼのコミュニティ21推進事業の実施【市委託事業】

- ・ほのぼの交流協力員事業
- ・見守り活動連絡会及び研修会の開催

②八戸市高齢者生きがいと健康づくり推進事業の実施【市委託事業】

- ・各地区社協での高齢者ほっとサロンの開催
- ・三世代交流事業、ニュースポーツ講座、シニアいきいき講座の開催

③子育てサロン事業の実施【市委託事業】

- ・各地区社協での子育てサロンの開催
- ・キッズフェスティバルの開催

④ファミリーサポートセンターの運営【市委託事業】

- ・子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いう方（提供会員）の登録及び紹介業務を行う。
- ・八戸圏域連携中枢都市圏内の会員増強を図る。
- ・会員の研修会及び交流会を開催

(2) 地域での自立支援体制の充実

①八戸市生活自立相談支援センターの運営【市委託事業】

(生活困窮者自立相談支援事業)

- ・生活困窮者の自立相談支援
- ・住居確保給付金の相談及び申請の支援
- ・家計相談支援

②たすけあい資金の貸付及び生活福祉資金の貸付相談

③フードバンクの実施

④ふれあい相談所の運営

- ・なんでも相談（毎週水曜日・金曜日 10時～15時 祝日休）
- ・法律相談（毎週火曜日、法テラスとの共催により実施 祝日休）

⑤社会資源についての情報収集、他の相談機関との連携

- ・各相談機関の連絡会議、合同相談会等への参加

⑥障がい者への就労支援事業等の実施【市委託事業】

- ・障がい者就労センター養成講座の開催
- ・障がい者就労支援団体ネットワーク事業の実施
- ・八戸圏域連携中枢都市圏連携事業障がい者福祉合同研修会等の開催

⑦福祉安心電話サービス事業の実施【南郷地区のみ市委託事業】

- ・青森県社会福祉協議会との協働により緊急通報装置の設置運営を行う。
- ・高齢者等の自己発信を基本とした高齢者の安否確認システム（おげんきメールサービス）の加入促進を行う。

⑧福祉団体との連携と育成

- ・民生委員児童委員協議会との連携により、福祉ニーズを抱えた方の相談や支え合いの体制を充実する。
- ・福祉団体の活動を支援する。

(3) 権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業の実施と相談体制の充実【県社協委託事業】

- ・高齢や障がいなどによって、自分で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方が、安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の支払い、大切な書類（通帳・印鑑等）の保管等の援助を行う。

②八戸市成年後見センターの運営【市委託事業】

- ・成年後見制度の普及及び相談
- ・市民後見推進事業

③後見監督業務

- ・裁判所が選任した市民後見人の後見監督人を受任し、適正な後見活動を支援する。

(4) 災害時の支援体制の充実

- ①災害ボランティアコーディネーターの育成とネットワークづくり
 - ・県社協主催の養成研修会等への参加
- ②災害ボランティアセンターの定期的な訓練の実施
 - ・八戸市等の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施
- ③災害ボランティアの啓発活動
 - ・災害ボランティアの活動の理解促進を目的とした災害ボランティア展を開催
- ④災害ボランティアネットワーク八戸との連携
 - ・災害ボランティアネットワーク八戸加入団体との情報交換会を開催

(5) 福祉サービスの充実

①児童館運営事業【市指定管理事業】

- ・地域ニーズに合った事業を実施し、地域や家庭と連携した子育て支援に取り組む。

②老人福祉センター南郷運営事業【市指定管理事業】

- ・高齢者の生きがいづくりと健康の増進を図る。

③介護保険サービスの実施

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・通所介護事業

④福祉サービス第三者評価事業の実施

- ・青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の認証を受け、社会福祉施設の第三者評価を実施する。

⑤苦情解決窓口の設置

- ・本会が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情の解決を図るため、苦情解決窓口を設置
- ・苦情解決第三者委員会の開催

⑥福祉人材の育成

- ・八戸福祉人材バンクの運営【県社協委託事業】
- ・社会福祉士等の実習生の受入

IV 組織体制の強化と基盤づくり

地域福祉推進の基盤づくりのために、組織体制・財源基盤の強化を図るとともに、職員の資質向上、広報活動の充実に努めます。

また、市民に対して、より効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

(1) 財政基盤の強化

①会員の拡大

- ・社協活動や会費制度への理解を求め、本会の会員として継続的に地域福祉に参加してもらえるよう町内会、各種団体を中心として会員の拡大に努める。

| 区分 | 年額 | 内容 |
|------|------------------------|----------|
| 一般会員 | 200円(1世帯) | 町内会 |
| 団体会員 | 2000円(1口) | 各種団体等 |
| 特別会員 | 2000円(1口) 5000円(1口) | 個人 企業 |
| 施設会員 | 2000円(1口) | 社会福祉関係施設 |

②自主財源の確保

- ・広報紙、ホームページ、イベントパンフレットの広告を募集し、広告収入を得る。
- ・社協のPR活動を通じて、寄付金を募る。

③共同募金活動の充実

- ・青森県共同募金会と連携して広報する。
- ・積極的な事業提案を行い、助成を受ける。

④基金の運用

- ・安全性に配慮した基金の運用により、果実の増額を図る。

(2) 指定管理施設の運営【市指定管理事業】

- ①八戸市総合福祉会館(はちふくプラザねじょう)
- ②八戸市児童館15館
- ③八戸市市民活動サポートセンター(ふれあいセンターわいぐ)
- ④八戸市老人福祉センター南郷、南郷デイサービスセンター

(3) 職員の資質向上と人材育成

①研修体制の充実

- ・職員一人ひとりの潜在能力を引き出し、組織力の拡充・強化することを目指し、階層別に内部・外部研修を行う。

②専門資格取得の支援

- ・社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等の資格取得のための支援を行う。

(4) 広報活動の充実

①広報紙の充実

- ・「社協はちのへ」を年4回、各11,000部発行する。

②インターネットを活用した広報

- ・ホームページやフェイスブックによる、リアルタイムな情報を発信する。

③広報ツールの作成

- ・リーフレットの作成
- ・社協をPRするための新たな広報ツールの作成

④八戸市社会福祉大会の開催

平成29年10月17日（火）13時30分 八戸市公民館

- ・市民及び社会福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の一層の充実を目指す。
- ・社会福祉に功績のあった方を顕彰し、謝意を表す。